

(独)水資源機構における財政投融资の活用

(独)水資源機構が行う建設事業^{*1}は、国からの交付金及び補助金のほか、利水事業者からの負担金によって実施されます。利水事業者が、その負担金を割賦で支払うことを選択した場合、当機構ではこれを財政投融资(財政融資資金)等により調達した資金で立替を行って事業を進め、建設事業完了後に受け取る割賦償還金で立替調達していた借入金等の償還を行います。

*1 建設事業：水資源開発基本計画に基づき、利水・治水を目的とするダム・用水路等の施設の新築・改築

*2 利水事業者：当該施設を利用する水道用水、工業用水、農業用水の事業者

